

岩国地域における公共施設アクションプログラム

柱野（師木野）エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域柱野（師木野）エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
柱野 (師木野)	14	275	483人	22人 (4.6%)	189人 (39.1%)	272人 (56.3%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域柱野（師木野）エリアの公共施設は、10施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	社会教育系施設	公民館	柱野	師木野分館	○	W	1956	312.40	旧	土	継続,移転	検討	66
2	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	柱野	高照寺山グリーンパーク 便益施設	—	W	1991	44.26	○	—	継続	維持(修繕)	115
3	学校教育系施設	小学校	柱野	柱野小学校	○	RC	1996	2,170.76	○	土	継続	検討	155
4	子育て支援施設	放課後児童教室	柱野	柱野放課後児童教室	○	柱野小学校併設			○	—	継続	検討	227
5	行政系施設	出張所等	柱野	師木野出張所	○	W	1956	51.24	旧	土	継続	検討	249
6	行政系施設	消防団車庫等	柱野	師木野分団第1部消防車庫	—	W	1971	79.49	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
7	行政系施設	消防団車庫等	柱野	師木野分団第3部消防器具庫	—	CB	1977	7.29	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
8	行政系施設	消防団車庫等	柱野	師木野分団第4部消防車庫	—	W	1995	34.78	○	—	継続	維持(修繕),検討	259
9	行政系施設	防災行政無線関係施設	柱野	六呂師市有林(局舎)	—	RC	2010	12.60	○	—	継続	維持(修繕)	262
10	その他	その他の施設	柱野	旧師木野診療所	—	W	1971	45.18	旧	土	—	除却予定	388

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分

担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう
に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行う
とともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営
手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
柱野（師木野）エリア	師木野分館	14	275世帯	483人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 公民館

公民館として、1. 師木野分館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、
地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況
の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組
む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要があります
が、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決
のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設
の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能
を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民
館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今
後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱え
る課題の解決に取り組む場と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を
図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複
合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体
となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 師木野分館

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著なことから、周辺の公共施設への移転又は建て替えを検討す
る。

ウ アクシヨンプログラム

1. 師木野分館

柱野（師木野）エリアの地域づくり拠点施設とします。師木野出張所との複合施設で、1956 年に旧耐震基準で建設し、建築から 67 年経過しています。カラオケ教室や陶芸教室などの事業のほか、市民団体の自主的な活動などに利用され、諸室の稼働率は 10.1%～17.8%で、年間約 3,200 人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、耐震診断が未実施で、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和 7 年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

管理運営は市が直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和 7 年度までに検討します。

(2) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、2. 高照寺山グリーンパーク便益施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 121 ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

2. 高照寺山グリーンパーク便益施設

耐震基準を満たしており、利用者等の利便性と、公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

2. 高照寺山グリーンパーク便益施設

高照寺山に隣接する六呂師地内の市有林にあるトイレ 2 か所と倉庫です。山口県が 1990 年度から 1992 年度までにかけて新耐震基準で建設し、1993 年に岩国市に移管され、建築から 32 年～30 年経過しています。利用者等の利便性と、公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

(3) 小学校

小学校として、3. 柱野小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 柱野小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

3. 柱野小学校

校舎は 1996 年に、体育館は 1997 年に新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 27 年、26 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

(4) 放課後児童教室

放課後児童教室として、4. 柱野放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

4. 柱野放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等に合わせ検討する。

ウ アクションプログラム

4. 柱野放課後児童教室

柱野小学校の教室を使用して開室していることから、当面継続し、学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせ対応します。

(5) 出張所

出張所等として、5. 師木野出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

5. 師木野出張所

旧耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、周辺の公共施設の方向性を踏まえ、施設の移転や複合化等について検討する。

ウ アクションプログラム

5. 師木野出張所

師木野分館との複合施設で、1956 年に旧耐震基準で建設し、建築から 67 年経過して老朽化が顕著となっています。施設は、併設する師木野分館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(6) 消防団車庫等

消防団車庫等として、6. 師木野分団第 1 部消防車庫、7. 師木野分団第 3 部消防器具庫、8. 師木野分団第 4 部消防車庫の 3 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在

り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

6. 師木野分団第1部消防車庫、7. 師木野分団第3部消防器具庫、8. 師木野分団第4部消防車庫
基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

6. 師木野分団第1部消防車庫、7. 師木野分団第3部消防器具庫、8. 師木野分団第4部消防車庫
師木野分団第4部消防車庫は新耐震基準で、他の施設はいずれも旧耐震基準で建設し、建築から28年～42年が経過しています。

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(7) 防災行政無線関係施設

防災行政無線関係施設として、9. 六呂師市有林（局舎）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は264ページを参照）

【機能】【建物】

防災行政無線関係施設については、管内防災関係機関、応急対策実施機関等との情報連絡等を行う施設として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

9. 六呂師市有林（局舎）
基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

9. 六呂師市有林（局舎）
2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。各種情報連絡等を行う施設として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(8) その他の施設

その他の施設として、10. 旧師木野診療所を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

10. 旧師木野診療所

旧耐震基準の建物で、現在は地元自治会連合会が防災資機材の保管場所として使用しているものの、老朽化が顕著であり、安全性が危惧されることから代替案を含めて廃止について協議する。施設の状況を十分説明した上で、理解を得た上で譲り受けの意向がある場合には譲渡する。

ウ アクションプログラム

10. 旧師木野診療所

1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過しています。

平成 20 年に診療所機能を休止し、その後、地元自治会に無償貸与していましたが、老朽化が顕著となっており、地元自治会に譲受けの意向がないことから、令和 6 年度に除却します。

4. 岩国地域柱野（師木野）エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

(2) 廃止について協議する施設（1 施設）

ア 廃止に向けて調整を行う施設（1 施設）

10. 旧師木野診療所

【対応方針】

老朽化が顕著となっており、地元自治会に譲受けの意向がないことから、令和 6 年度に除却します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10	→									
	除却に向けた設計・工事									
担当部署	地域医療課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（2 施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

対象となる施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（2 施設）

2. 高照寺山グリーンパーク便益施設、9. 六呂師市有林（局舎）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2. 9										
	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	2. 農林振興課、9. 危機管理課									

(4) 建て替え等の検討が必要な施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（7 施設）

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（2 施設）

1. 師木野分館、5. 師木野出張所

【対応方針】

耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め令和 7 年度までに移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 5	移転・建て替え・複合化の検討 管理運営手法・体制の検討			検討に基づく対応						
協議先	1. 師木野地区自治会連合会									
担当部署	1. 中央公民館、5. 地域づくり推進課									

イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（2施設）

3. 柱野小学校、4. 柱野放課後児童教室

【対応方針】

「岩国市立学校規模適正配置に関する基本方針」に基づき、引き続き適正化について検討し、施設については、当面必要な修繕を行い継続使用します。放課後児童教室については、適正化の検討協議の結果に基づき対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 4	当面、必要な修繕を行い、継続使用									
担当部署	検討を行う部署・・・教育政策課、学校教育課、保育幼稚園課 施設維持管理・・・3. 教育政策課、4. 保育幼稚園課									

ウ 消防団施設（3施設）

6. 師木野分団第1部消防車庫、7. 師木野分団第3部消防器具庫、8. 師木野分団第4部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～8	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	師木野分団第1部、師木野分団第3部、師木野分団第4部									
担当部署	危機管理課									

5. 再編・再配置の検証

師木野分館・師木野出張所の移転先について検証します。

(1) 検証対象施設

師木野分館・師木野出張所

ア 師木野分館の利用状況（R4）

内容	使用している部屋	開催数	1回あたりの利用者数
クラブ活動(フリーテニス)	講堂(139 m ²)	97	8.3
クラブ活動(介護予防)		20	5.4
クラブ活動(カラオケ)		23	7.9
クラブ活動(生け花)		23	5.2
会議(自治会)		2	12.0

会議(地区社協)		4	15.2
会議(民生児童委員)		12	6.7
会議(地区保勝会)		1	16.0
会合(柱野小PTA)		1	13.0
分館主催行事		16	11.3
その他・講座等		10	10.7
クラブ活動(健康マージャン)	講座室(26 m ²)	49	10.0
クラブ活動(手芸)		40	5.0
その他・講座等		11	4.5

イ 師木野分館の諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
講堂	139 m ²	209 回(19.4%)	1,700	—
講座室	26 m ²	100 回(9.3%)	746	—
調理室	17 m ²	0 回	0	—

ウ 師木野出張所の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
会計関係取扱	46.5 m ²	454 件	会計年度職員3人 (地域づくり推進課職員が所長兼務)
その他事務取扱		61 件	

(2) 師木野分館・師木野出張所の移転についての検証結果

・師木野分館の利用実態として、最も稼働率の高い部屋は、講堂(139 m²)となっており、このほか講座室(26 m²)と調理室(17 m²)が整備されています。

使用の内容は、講堂についてはクラブ活動が最も多く、主にフリーテニスとして、また介護予防教室やカラオケ、生け花なども行われ、1回当たりの参加者は5～9人程度となっています。このほか、公民館事業やその他講座としても使用があり、1回当たりの参加者は、10～12人程度で、地域の会議や会合としても使用されており、6～16人程度の参加者があります。

講座室(26 m²)は、講座、クラブ活動(健康マージャン、手芸)として利用され、1回当たり4～10人程度の利用があります。

・出張所の機能としては、3人の職員体制で、年間の事務受付件数は515件となっており、月平均としては40件程度となっています。これら受付業務以外にも各種相談対応等を行っています。

以上の利用実態から、師木野分館の移転先の候補としては、10人程度がフリーテニスや介護予防教室を行うことができる程度の広さを有する居室、20人程度が参加する会議室が必要と考えられます。また、公民館活動のため、調理室の機能も必要となります。

師木野出張所の移転に当たっては、公民館と一体的な地域づくり支援を進めていく必要があることから、師木野分館と同一施設に移転することが望ましく、現在と同程度の職員数を配置することができるスペースの確保が必要とされます。

以上の検証結果から、学校施設等を含め、同一エリア内での他の公共施設を候補として、機能移転の可能性について引き続き検討を行います。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

柱野(師木野)エリアに譲渡の対象となる施設はありません。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

7. 施設位置図

